

港区告示第七十四号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第三十四条第一項の規定に基づき、虎ノ門K Tビルマンション建替組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十四条第一項の規定により、左記事項を告示します。

令和八年三月十六日

港区長 清 家 愛

記

- 一 組合の名称
虎ノ門K Tビルマンション建替組合
- 二 施行マンションの名称及びその敷地の区域
 - (一) 施行マンションの名称
虎ノ門K Tビル
 - (二) 施行マンションの敷地の区域
東京都港区虎ノ門五丁目二十一番三

- 三 施行再建マンションの敷地の区域
東京都港区虎ノ門五丁目二十一番三、二十一番四
- 四 事業施行期間
令和七年七月二十四日から令和十二年十一月三十日まで
- 五 事務所の所在地
東京都港区芝五丁目三十番一―六〇二号
- 六 設立認可の年月日
令和七年七月二十四日
- 七 定款及び事業計画の変更の認可の年月日
令和八年三月十六日